

	熊本県
指定の対象	県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。
1号	◆次の1から3の基準を全て満たすこと 1 実績を判定する期間において、寄附者（規則で定める額以上※1）の数が規則で定める数以上であること。 ※1 当該法人役員及び役員と生計を一にする者を除く 2 特定非営利活動に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 （1）実績を判定する期間において、ボランティアで法人の特定非営利活動に参加した県内に住所を有する者（※1）の数が規則で定める数以上であること。 ※1 その氏名及び住所が明らかな者であって、かつ、報酬を受けないで活動を行ったもので当該法人の社員その他の構成員又は寄附者であるものを除く。 （2）実績を判定する期間において、国又は地方公共団民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った活動の回数が規則で定める数以上であること。 （3）県内に住所を有するもの（※1）から法人の活動を支援する旨の申出の数が規則で定める数以上であること。 ※1 当該法人の社員その他の構成員若しくは寄附者又はこれらの者と生計を一にする者であるものを除く。 3 インターネットの利用その他の方法により、社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類する者として規則で定める者以外の者に事業活動及び収支状況を公開していること
2号	○
3号	○
4号	○
5号	○
6号	○
7号	○
8号	○

他都市NPO法人条例個別指定制度の基準比較（黒字:条例、赤字:規則、青字:手引き）

	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市
指定の対象	県内で活動する特定非営利活動法人であること	市内で活動する特定非営利活動法人であること	市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること	市内で活動するNPO法人であること
1号	◆次の1又は2のいずれかに該当すること。 1 次に掲げる基準に該当していること。 (1) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること【(ア)、(イ)の両方に該当】 ア 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの (ア) 特定非営利活動に係る事業の支出規模が原則総支出額の2分の1以上 (イ) 利益を受ける県民が存在すること イ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの（(ア)又は(イ)に該当すること。又は、(ア)に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること） (ア) 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。 (イ) 法人の活動が地域の要望に対応するものであること。 (2) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。 ア 定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 イ 当該法人以外の者から支持されている実績があること。【(ア)～(オ)のいずれかに該当すること】 (ア) 行政等から支持を受けている実績（行政等との協働、行政からの助成・表彰など） (イ) 企業又は団体等から支持を受けている実績（企業等との協働、企業等からの助成、表彰） (ウ) 地域の住民等から支持を受けている実績（活動地域の住民等100人以上からの署名、100人以上の住民で構成される自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など） (エ) 中間支援組織の（当該申出のあった法人）から支援を受けている実績（中間支援組織から支援を受けている30団体以上からの推薦） (オ) その他(a～d以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの。) 2 当該法人が、県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、知事が適当と認めたものであること。	◆次の1又は2のいずれかに該当すること。 1 地域等の課題の解決に資する活動を行う法人であって、活動について法人以外のものから支持されている実績があるものであること。 (1) 次のア又はイを満たす法人であること ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること（次の項目について総合的に判断。全てを満たす必要はない） (ア) 横浜市の施策に合致しているものであること（指定管理、委託、協働事業、助成事業ほか） (イ) 活動の継続性が見込まれること (ウ) 受益の機会が一般に開かれていること (エ) 自主的・自立的に独立して行われていること イ 当該法人以外のものから支持されている実績があること（次のいずれかに該当すること） (ア) 一定の寄附の実績があること(1,000円以上×100人) (イ) 行政等から支持を受けている実績があること（協働、助成金、表彰、指定管理、委託） (ウ) 地域の住民・企業から支持を受けている実績があること（自治会等の推薦、企業との協働事業、助成金、後援、無償のボランティア実績 400時間以上、中間支援組織から支援を受けている団体からの推薦） 2 当該法人が、寄附金を受け入れる法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること	◆その事業活動の実績に関し、次に掲げる基準に適合していること。 1 市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。 ・市内における公益的活動の実績（指標なし、総合的に判断） 2 規則で定める条件に適合し、地域において広い支持があると認められること。 ・地域における支持（市民から3,000円×50人又は、1,000円×100人）	◆地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次の(ア)(イ)に掲げる基準に適合すること。 (ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつその継続的な実施が見込まれ、事業の内容が次のaとbを満たすこと。 a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。 b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。 (イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 a 実績判定期間 年平均1,000円×100人 b 国等からの助成又は国等との特定非営利活動に係る事業の協働実績があること。 c 地域団体、企業等からの助成又は協働による特定非営利活動事業の実施支援又は支持の実績があること。 d 特定非営利活動促進法別表第1号から第18号までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている30以上の団体からの支持を受けている実績があること。 e aからdまでに規定する実績に準ずるものとして市長が適当と認める実績があること。 イ 神奈川県又は神奈川県内の他の市町村から指定をうけており、市長が適当と認めたものであること。
2号				
3号	○	○	○	○
4号	△	△	△	△
5号	△	△	△	△
6号	○	○	○	○
7号	○	○	○	○
8号	○	○	○	○

○:認定基準に準じる。 △:認定基準を一部緩めている。 ×:基準を定めていない。

他都市NPO法人条例個別指定制度の基準比較

	京都市	札幌市	千葉市	鳥取県
指定の対象	市内に事務所を有していること 2年以上特定非営利活動を継続していること	市内に事務所を有し、市内で活動する特定非営利活動法人であること。	市内に主たる事務所が所在すること。 市内における特定非営利活動の実績を有していること	県内に主たる事務所を所有し、県内で活動をしていること
1号	◆以下のいずれにも該当していること。 1 以下の情報をインターネットの利用その他の適切な方法で公開していること。 a 法人名、代表者名、主たる事務所、その他の事務所の所在地 b 電話番号 c 設立の年月日 d 定款、事業報告書、計算書類及び財産目録 2 寄附金充当予定の特定非営利活動を実施できる運営組織を有すること。 3 実績判定期間における特定非営利活動の規模について、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 特定非営利活動事業費が年平均150万円以上であること。 イ 会員数が年平均50人以上 4 申出法人の行った特定非営利活動が市民その他の者から支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 寄附者数が年平均50人以上かつ寄附額年平均150万円以上 イ 無償の労力の提供を受けた時間数が年平均200時間以上 5 実績判定期間において行った特定非営利活動が、地域社会の課題の解決に役立つものであること。 6 実績判定期間において行った特定非営利活動のうちに申出法人以外の団体と協働をして行ったもの又は申出法人以外の団体からの支持若しくは助成を受けて行ったものがあること。 7 寄附金を充当する予定の特定非営利活動が、本市の区域内において5年以上継続的に行われる見込みであること。 8 申出法人が行う特定非営利活動について当該申出法人以外の者の評価を受けることにより、当該特定非営利活動の内容を改善する仕組みを有すること。	◆次の1～2に該当すること 1 次のいずれかに該当すること。 ア 年平均3,000円×50人 イ 特定非営利活動へのボランティア参加者が年延べ100人以上。 ただし、実人数が10人以上。 ウ 市民を対象とした催事を年4回以上開催、かつ参加者が年延べ100人以上。 エ 各事業年度の事業費が年間150万円以上 オ 北海道の指定を受けていること 2 次のア～ウを総合的に評価し、特定非営利活動の発展性及び継続性が認められるもの ア 市内においてその 特定非営利 活動を他の法人又は 団体と協働して行う見込みがあること イ 特定非営利活動を5年以上継続的に行う見込みがあること ウ 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること	◆広く市民等から支持を受けているものとして次のいずれかに該当すること ア 市民からの寄附金等の収入の割合が経常収入の10%以上。(小規模特例により会費の一部を寄附金に合算可) イ 市民等の寄附が3,000円×年平均50人かつ、実績判定期間において、合計100人の異なる市民等からの寄附であること。 ウ 市民等からの寄附が1,000 円以上×年平均 100 人以上	◆次の1又は2のいずれかに該当すること 1 次の(1)～(4)の全てを満たしていること (1) 事業内容が適切であるものとして、次のア、イいずれかに該当すること。 ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。 (ア) 新たな時代の扉を開く活動 (イ) 様々な活動等をつなげる活動 (ウ) 環境、生活等を守る活動 (エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動 (オ) 互いに支え合う活動 (カ) 人を育む活動 イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。 (2) 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のいずれかに該当すること。 ア 寄附が年平均1000円×50人以上 イ 法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上。各事業年度における判定基準活動者のうち少なくとも1人は、県民であること。 (3) 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法第28条第1項及び第2項の規定により事務所に備え置き、同条第3項の規定により閲覧させていること。 (4) 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。 2 県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が前項に掲げる基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。
2号	×	○	○	×
3号	○	○	○	×
4号	○	○	○	×
5号	○	○	○	△
6号	○	○	○	×
7号	○	○	○	○
8号	○	○	○	○